ホルムアルデヒド発散建築材料の審査方法(案)について

国土交通省住宅局建 築 指 導 課

本資料は、本年7月1日に予定されているシックハウスに係る改正建築基準法の施行に向けて、この円滑かつ適確な運用のため、今後の JIS 規格・JAS 規格の改正を前提としたホルムアルデヒド発散建築材料に係る告示案について、建築関係者向けの運用細目として作成したものである。 (なお、JIS 規格・JAS 規格の改正を前提とした告示案については「建築基準法施行令の一部を改正する政令案及び告示案に係るパブリックコメントの募集について」(平成14年11月22日~12月13日)としてパブリックコメントを実施しているので、そちらを参考にされたい。)

区分	各	種のホルムアルデヒド発散建築	材料(みなし認定を含む。)に	該当するかについての審査方法
	第一種	第二種	第三種	規制対象外
合板	合板	・改正後の JAS 規格による	・改正後の JAS 規格による	・改正後の JAS 規格による「 F 」表示のある JAS
	JAS 規格に適合するかど	「F 」表示のある JAS	「F 」表示のある	マーク
	うかを問わず実態上合板	マーク	JAS マーク	・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着
	に該当するかどうかで判	・改正前の JAS 規格による	・改正前の JAS 規格による	剤使用」表示のある JAS マーク
	断。	「 F _{c1} 」表示のある JAS マ	「 F _{co} 」表示のある JAS マ	・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着
	右各欄に掲げるものを除	ーク	ーク	剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」表
	<. □	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	示のある JAS マーク
		定書	定書	・改正前の JAS 規格による「 F _{co} 」表示のある JAS マー
		上記の合板の素板の表面	上記の合板の素板の表面	ク + ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が
		等に二次加工をした場合	等に二次加工をした場合	0.3mg/I 以下であることを証する試験成績書
		は、二次加工後の製品に上	は、二次加工後の製品に上	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
		記の合板の素板を用いた	記の合板の素板を用いた	上記の合板の素板の表面等に二次加工をした場合は、
		ことを確かめた旨の表示	ことを確かめた旨の表示	二次加工後の製品に上記の合板の素板を用いたこと
		があれば、当該素板は第二	があれば、当該素板は第三	を確かめた旨の表示があれば、当該素板は規制対象外
		種として取り扱う (二次加	種として取り扱う (二次加	として取り扱う(二次加工に用いる接着剤等について
		工に用いる接着剤等につ	工に用いる接着剤等につ	は別途審査。)。
		いては別途審査。)。	いては別途審査。)。	
木質系フローリ	木質系フローリング	・改正後の JAS 規格による	・改正後の JAS 規格による	・改正後の JAS 規格による「 F 」表示のある JAS
ング	(単層フローリングで接着	「F 」表示のある JAS	「F 」表示のある	マーク

剤により面的に接着してい マーク ないものを除く。)

JAS 規格に適合するかど うかを問わず実態上木質 系フローリングに該当す るかどうかで判断。

単層フローリングについ て接着剤により面的に接 着しているかどうかは、 当該単層フローリングの 名称、説明書等から判断。 右各欄に掲げるものを除 < .

- ・改正前の JAS 規格による 「Fa」又は「Fa」表示の ある複合フローリングの┃ JAS マーク又は改正前の JAS 規格による単層フロー リングの JAS マーク+ガ ラス・デシケーター法によ るデシケーター値が 1.5mg/Ⅰ以下であることを 証する試験成績書
- ・第二種とみなす旨の大臣認 定書

上記の木質系フローリン グの素板の表面等に二次 加工をした場合は、二次加 工後の製品に上記の木質 系フローリングの素板を 用いたことを確かめた旨 の表示があれば、当該素板 は第二種として取り扱う (二次加工に用いる接着 **剤等については別途審** 查。)。

上記の改正前の JAS 規格 による JAS マーク+ガラ スデシケ・タ・法による デシケ - タ - 値が 1.5mg/I 以下であることを証する 試験成績書があることを 確かめた旨の表示があれ ば、当該木質系フローリン グは、第二種として取り扱

JAS マーク

- ・改正前の JAS 規格による 「F؞。」表示のある複合フ ローリングの JAS マーク 又は改正前の JAS 規格に よる単層フローリングの JAS マーク + ガラス・デシ ケーター法によるデシケ ーター値が 0.5mg/l 以下 であることを証する試験┃ 成績書
- ・第三種とみなす旨の大臣認 定書

上記の木質系フローリン グの素板の表面等に二次 加工をした場合は、二次加 工後の製品に上記の木質 系フローリングの素板を 用いたことを確かめた旨 の表示があれば、当該素板 は第三種として取り扱う (二次加工に用いる接着 **剤等については別途審** 查。)。

上記の改正前の JAS 規格 による JAS マーク+ガラ スデシケ - タ - 法による デシケ - タ - 値が 0.5mg/l 以下であることを証する 試験成績書があることを 確かめた旨の表示があれ ば、当該木質系フローリン グは、第三種として取り扱

- ・改正後の JAS 規格による「接着剤等不使用」表示のあ る JAS マーク
- ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着 剤使用」表示のある JAS マーク
- ・改正後の JAS 規格による「ホルムアルデヒドを放散し ない塗料等使用」表示のある JAS マーク
- ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着 **剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」表** 示のある JAS マーク
- ・改正前の JAS 規格による「Fca」表示のある複合フロ ーリングの JAS マーク又は改正前の JAS 規格による単 層フローリングの JAS マーク + ガラス・デシケーター 法によるデシケーター値が 0.3mg/I 以下であることを 証する試験成績書
- ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書

上記の木質系フローリングの素板の表面等に二次加 工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質系フ ローリングの素板を用いたことを確かめた旨の表示 があれば、当該素板は規制対象外として取り扱う(二 次加工に用いる接着剤等については別途審査。)。

上記の改正前の JAS 規格による JAS マーク + ガラスデ シケ - タ - 法によるデシケ - タ - 値が 0.3mg/I 以下で あることを証する試験成績書があることを確かめた 旨の表示があれば、当該木質系フローリングは、規制 対象外として取り扱う。

		う。	う。	
構造用パネル	構造用パネル	・改正後の JAS 規格による	・改正後の JAS 規格による	・改正後の JAS 規格による「 F 」表示のある JAS
	JAS 規格に適合するかど	「F 」表示のある JAS	「F 」表示のある	マーク
	うかを問わず実態上構造	マーク	JAS マーク	・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着
	用パネルに該当するかど	・改正前の JAS 規格による	・改正前の JAS 規格による	剤使用」表示のある JAS マーク
	うかで判断。	「 F _{c1} 」表示のある JAS マ	「 F _{co} 」表示のある JAS マ	・改正前の JAS 規格による「 F _{co} 」表示のある JAS マー
	右各欄に掲げるものを除	ーク	ーク	ク + ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が
	<.	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	0.3mg/I 以下であることを証する試験成績書
		定書	定書	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
		上記の構造用パネルの素	上記の構造用パネルの素	上記の構造用パネルの素板の表面等に二次加工をし
		板の表面等に二次加工を	板の表面等に二次加工を	た場合は、二次加工後の製品に上記の構造用パネルの
		した場合は、二次加工後の	した場合は、二次加工後の	素板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該
		製品に上記の構造用パネ	製品に上記の構造用パネ	素板は規制対象外として取り扱う(二次加工に用いる
		ルの素板を用いたことを	ルの素板を用いたことを	接着剤等については別途審査。)。
		確かめた旨の表示があれ	確かめた旨の表示があれ	
		ば、当該素板は第二種とし	ば、当該素板は第三種とし	
		て取り扱う(二次加工に用	て取り扱う(二次加工に用	
		いる接着剤等については	いる接着剤等については	
		別途審査。)。	別途審査。)。	
集成材	集成材	・改正後の JAS 規格による	・改正後の JAS 規格による	・改正後の JAS 規格による「 F 」表示のある JAS
	JAS 規格(集成材及び構造	「F 」表示のある JAS	「F 」表示のある	マーク
	用集成材)に適合するか	マーク	JAS マーク	・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着
	どうかを問わず実態上集	・改正前の JAS 規格による	・改正前の JAS 規格による	剤使用」表示のある JAS マーク
	成材に該当するかどうか	「 F _{c1} 」表示のある JAS マ	「 F _{co} 」表示のある JAS マ	・改正前の JAS 規格による「 F _{co} 」表示のある JAS マー
	で判断。	ーク	ーク	ク + アクリル・デシケーター法によるデシケーター値
	軸材等に用いる場合は、	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	が 0.3mg/ I 以下であることを証する試験成績書
	制限を受けない。	定書	定書	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	右各欄に掲げるものを除	上記の集成材の素板の表	上記の集成材の素板の表	上記の集成材の素板の表面等に二次加工をした場合
	<.	面等に二次加工をした場	面等に二次加工をした場	は、二次加工後の製品に上記の集成材の素板を用いた
		合は、二次加工後の製品に	合は、二次加工後の製品に	ことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は規制対
		上記の集成材の素板を用	上記の集成材の素板を用	象外として取り扱う(二次加工に用いる接着剤等につ
		いたことを確かめた旨の	いたことを確かめた旨の	いては別途審査。)。
		表示があれば、当該素板は	表示があれば、当該素板は	

		第二種として取り扱う(二	第三種として取り扱う(二	
		次加工に用いる接着剤等	次加工に用いる接着剤等	
		については別途審査。)。	については別途審査。)。	
単 板 積 層 材	 単板積層材	・改正後の JAS 規格による	・改正後の JAS 規格による	・改正後の JAS 規格による「 F 」表示のある JAS
(LVL)	JAS 規格(単板積層材及び	「F 」表示のある JAS	「F 」表示のある	マーク
(2,2)	構造用単板積層材)に適	マーク	JAS マーク	・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着
	合するかどうかを問わず	・改正前の JAS 規格による	・改正前の JAS 規格による	剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用」表示
	実態上単板積層材(LVL)	「 F ္ 」表示のある JAS マ	「 F co 」表示のある JAS マ	のある JAS マーク
	に該当するかどうかで判	「c1」投水のある 5A5 く ーク	- ク	・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着
	断。	・第二種とみなす旨の大臣認 ・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	剤使用」表示のある JAS マーク
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	お一性とのなり自の八日心	定書	・改正前の JAS 規格による「 F co 」表示のある JAS マー
	制限を受けない。	上記の単板積層材の素板 上記の単板積層材の素板	と言 上記の単板積層材の素板	ク+アクリル・デシケーター法によるデシケーター値
	お各欄に掲げるものを除	の表面等に二次加工をし	の表面等に二次加工をし	が 0.3mg/I 以下であることを証する試験成績書
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	た場合は、二次加工後の製	た場合は、二次加工後の製	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	```	に場合は、一次加工後の製 品に上記の単板積層材の	に場合は、一次加工後の製品に上記の単板積層材の	・
		品に工品の手板積層材の 素板を用いたことを確か	素板を用いたことを確か	場合は、二次加工後の製品に上記の単板積層材の素板
		が が が が が が が が が が が が が が	然 を	場合は、二次加工後の製品に工能の単板積層物の系板を用いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板
		該素板は第二種として取り	該素板は第三種として取	
		り扱う(二次加工に用いる	り扱う(二次加工に用いる	は成前対象がこりで取り扱う(二次加工に用いる接着 剤等については別途審査。)。
		接着剤等については別途	接着剤等については別途	別寺に フリーでは別処田丘。 )。
		審査。)。	審査。)。	
MDF	MDF	・改正後の JIS 規格による		・改正後の JIS 規格による「F 」表示のある JIS
IVIDI	│ ^U │ JIS 規格に適合するかど	「F 」表示のある JIS	「F 」表示のある	マーク
	うかを問わず実態上MD	マーク	JISマーク	・改正前の JIS 規格による「 E ₀」表示のある JIS マーク
	Fに該当するかどうかで		・改正前の JIS 規格による	+ ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が
	ドに該当するがとうがで   判断。	「E,」表示のある JIS マ	「E。」表示のある JIS マ	・カラス・ナッケーター法によるナッケーター値が 0.3mg/I 以下であることを証する試験成績書
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- ウ	し ₀ ] 投水のめる 313 マ ーク	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	<b>石口側に拘りるものを</b> 原 <b>く</b> 。	・第二種とみなす旨の大臣認 ・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	上記の MDF の素板の表面等に二次加工をした場合は、
	<b>\</b> 0	第二性とのなり目の人民心 定書	定書	ニ次加工後の製品に上記の MDF の素板を用いたことを
		と音 上記の MDF の素板の表面	た音 上記の MDF の素板の表面	一次加工後の製品に工記のMDFの系版を用いたことを 確かめた旨の表示があれば、当該素板は規制対象外と
		等に二次加工をした場合	等に二次加工をした場合	して取り扱う(二次加工に用いる接着剤等については
		は、二次加工後の製品に上	は、二次加工後の製品に上	ので取り扱う(二次加工に用いる接有刑等にういでは 別途審査。)。
		記の MDF の素板を用いた	記の MDF の素板を用いた	<i>则处</i> 街县。 <i>)</i> 。
		ਜ਼∪ ₩∪Γ 切糸似を用いた	記の WDF の糸似を用いた	

		ことを確かめた旨の表示	ことを確かめた旨の表示	
		があれば、当該素板は第二	があれば、当該素板は第三	
		種として取り扱う(二次加	種として取り扱う(二次加	
		工に用いる接着剤等につ	工に用いる接着剤等につ	
		いては別途審査。)。	いては別途審査。)。	
パーティクルボ	パーティクルボード	・改正後の JIS 規格による	・改正後の JIS 規格による	・改正後の JIS 規格による「F 」表示のある JIS
- F	JIS 規格に適合するかど	「F 」表示のある JIS	「F 」表示のある	マーク
	うかを問わず実態上パー	マーク	JISマーク	・改正前の JIS 規格による「 E 。」表示のある JIS マーク
	ティクルボードに該当す	・改正前の JIS 規格による	・改正前の JIS 規格による	+ ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が
	るかどうかで判断。	「 E₁」表示のある JIS マ	「 E o 」表示のある JIS マ	0.3mg/I 以下であることを証する試験成績書
	右各欄に掲げるものを除	<b>-</b> ク	<b>-</b> ク	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	<.	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	上記のパーティクルボードの素板の表面等に二次加
		定書	定書	工をした場合は、二次加工後の製品に上記のパーティ
		上記のパーティクルボー	上記のパーティクルボー	クルボードの素板を用いたことを確かめた旨の表示
		ドの素板の表面等に二次	ドの素板の表面等に二次	があれば、当該素板は規制対象外として取り扱う (二
		加工をした場合は、二次加	加工をした場合は、二次加	次加工に用いる接着剤等については別途審査。)。
		工後の製品に上記のパー	工後の製品に上記のパー	
		ティクルボードの素板を	ティクルボードの素板を	
		用いたことを確かめた旨	用いたことを確かめた旨	
		の表示があれば、当該素板	の表示があれば、当該素板	
		は第二種として取り扱う	は第三種として取り扱う	
		(二次加工に用いる接着	(二次加工に用いる接着	
		剤等については別途審	剤等については別途審	
		查。)。	查。)。	
	木材のひき板、単板又は小	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
材	片その他これらに類するも	定書	定書	上記の木質建材の素板の表面等に二次加工をした場
	のをユリア樹脂系、メラミ	上記の木質建材の素板の	上記の木質建材の素板の	合は、二次加工後の製品に上記の木質建材の素板を用
	ン樹脂系、ユリア・メラミ	表面等に二次加工をした	表面等に二次加工をした	いたことを確かめた旨の表示があれば、当該素板は規
	ン共縮合樹脂系、フェノー	場合は、二次加工後の製品	場合は、二次加工後の製品	制対象外して取り扱う(二次加工に用いる接着剤等に
	ル樹脂系又はレゾルシノー	に上記の木質建材の素板	に上記の木質建材の素板	ついては別途審査。)。
	ル樹脂系の接着剤により面	を用いたことを確かめた	を用いたことを確かめた	
	的に接着し、板状に成型し	旨の表示があれば、当該素	旨の表示があれば、当該素	
	たもの	板は第二種として取り扱	板は第三種として取り扱	

	1リア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂又はレゾルシノール樹脂 接着剤を用いているかど うかは、当該木質建材に これらの接着剤を用いて いない旨の表示があるか どうかで判断。 右各欄に掲げるものを除		う(二次加工に用いる接着 剤等については別途審 査。)。	
ユリア樹脂板	く。 ユリア樹脂板 右各欄に掲げるものを除 く。	・第二種とみなす旨の大臣認 定書	・第三種とみなす旨の大臣認 定書	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
壁紙	壁紙 JIS 規格に適合するかどうかを問わず実態上壁紙に該当するかどうかで判断。 右各欄に掲げるものを除く。	・第二種とみなす旨の大臣認 定書	・改正前の JIS 規格による JIS マーク + チャンバー法 による放散速度が 0.02mg/ ㎡ h 以下であることを証 する試験成績書 上記の壁紙を裁断したことを表示すれば、当該壁紙 は第三種として取り扱う。 ・第三種とみなす旨の大臣認 定書	マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク + ガラス・デシケ ーター法によるデシケーター値が 0.2mg/I 以下である ことを証する試験成績書
接着剤(現場施工、工場での二次加工とも) 二次加工に接着剤を用いた場合は、当該接着剤の名称、右欄の	壁紙施工用でん粉系接着剤 JIS 規格に適合するかど うかを問わず実態上これ らの接着剤に該当するか どうかで判断。 右各欄に掲げるものを除 く。	・第二種とみなす旨の大臣認 定書	・第三種とみなす旨の大臣認 定書	<ul> <li>・改正後の JIS 規格による「F 」表示のある JIS マーク</li> <li>・改正前の JIS 規格による JIS マーク + ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が 0.1mg/I 以下であることを証する試験成績書</li> <li>・規制対象外とみなす旨の大臣認定書</li> </ul>

接着剤に該当す	ホルムアルデヒド水溶液を用いた	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	・改正後の JIS 規格による「 F 」表示のある JIS
るかどうか等を	建具用でん粉系接着剤	定書	定書	マーク
二次加工後の製	ホルムアルデヒド水溶液を用い			・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
品の説明書等に	ているかどうかは、当該接			
記載。	着剤の名称、説明書等から			
	判断。			
	JIS 規格に適合するかど			
	うかを問わず実態上これ			
	らの接着剤に該当するか			
	どうかで判断。			
	右各欄に掲げるものを除			
	<.			
	1川7樹脂系接着剤	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	┃ ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	メラミン樹脂系接着剤	定書	定書	
	ュリア・メラミン共縮合樹脂系接着	70	71	
	剤			
	フェノール樹脂系接着剤			
	レゾルシノール樹脂系接着剤			
	右各欄に掲げるものを除			
	<.			
	••			

保温材	ロックウール保温板	・改正後の JIS 規格による	・改正後の JIS 規格による	・改正後の JIS 規格による「 F 」表示のある JIS
	ロックウールフェルト	「 F 」表示のある JIS	「F 」表示のある	マーク
	ロックウール保温帯	マーク	JISマーク	・改正前の JIS 規格による JIS マーク + チャンバー法に
	ロックウール保温筒	・改正前の JIS 規格による	・改正前の JIS 規格による	よる放散速度が 0 . 005mg/ ㎡ h 以下であることを証する
	グラスウール保温板	JIS マーク + チャンバー法	JIS マーク + チャンバー法	試験成績書
	グラスウール波形保温板	による放散速度が 0.12mg/	による放散速度が 0.02mg/	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	グラスウール保温帯	㎡ h 以下であることを証	㎡ h 以下であることを証	
	グラスウール保温筒	する試験成績書	する試験成績書	
	JIS 規格に適合するかど	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	
	うかを問わず実態上これ	定書	定書	
	らの保温材に該当するか			
	どうかで判断。			
	右各欄に掲げるものを除			
	<.			
	フェノール樹脂系保温材	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	右各欄に掲げるものを除	定書	定書	
	<.			
緩衝材	浮き床用グラスウール緩衝材	・改正後の JIS 規格による	・改正後の JIS 規格による	・改正後の JIS 規格による「 F 」表示のある JIS
	浮き床用ロックウール緩衝材	「 F 」表示のある JIS	「F 」表示のある	マーク
	JIS 規格に適合するかど	マーク	JIS マーク	・改正前の JIS 規格による JIS マーク + チャンバー法に
	うかを問わず実態上これ	・改正前の JIS 規格による	・改正前の JIS 規格による	よる放散速度が0.005mg/㎡h以下であることを証する
	らの緩衝材に該当するか	JIS マーク + チャンバー法	JIS マーク + チャンバー法	試験成績書
	どうかで判断。	による放散速度が 0.12mg/	による放散速度が 0.02mg/	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	右各欄に掲げるものを除	㎡ h 以下であることを証	㎡ h 以下であることを証	
	<.	する試験成績書	する試験成績書	
		・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	
		定書	定書	

断熱材	ロックウール断熱材	・改正前の JIS 規格による	・改正後の JIS 規格による	・改正後の JIS 規格による「F 」表示のある JIS
	グラスウール断熱材	JIS マーク + チャンバー法	「F 」表示のある	マーク
	吹込み用グラスウール断熱材	による放散速度が 0.12mg/	JISマーク	・改正前の JIS 規格による JIS マーク + チャンバー法に
	JIS 規格に適合するかど	㎡ h 以下であることを証	・改正前の JIS 規格による	よる放散速度が0.005mg/㎡h以下であることを証する
	うかを問わず実態上これ	する試験成績書	JIS マーク + チャンバー法	試験成績書
	らの断熱材に該当するか	・第二種とみなす旨の大臣認	による放散速度が 0.02mg/	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	どうかで判断。	定書	㎡ h 以下であることを証	
	右各欄に掲げるものを除		する試験成績書	
	<.		・第三種とみなす旨の大臣認	
			定書	
	זער 樹脂系断熱材	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	メラミン樹脂系断熱材	定書	定書	
	メラミン・ユリア共縮合樹脂系断熱			
	材			
	右各欄に掲げるものを除			
	<∘			
塗料 (現場施工)	アルミニウムへ゜ イント	・改正後のJIS規格による「F	・改正後の JIS 規格による	・改正後の JIS 規格による「F 」表示のある JIS
	油性調合ペイント	」表示のある JIS マー	「F 」表示のある	マーク
	合成樹脂調合ペイント	ク	JISマーク	・改正前の JIS 規格による JIS マーク + ガラス・デシケ
	フタル酸樹脂ワニス	・改正前の JIS 規格による	・改正前の JIS 規格による	ーター法によるデシケーター値が $0.12$ mg/ $1$ 以下であ
	フタル酸樹脂エナメル	JIS マーク + ガラス・デシ	JIS マーク + ガラス・デシ	ることを証する試験成績書
	油性系下地塗料	ケーター法によるデシケ	ケーター法によるデシケ	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	一般用さび止めペイント	ーター値が 1.8mg/l以下	ーター値が 0.35mg/ 1 以下	調色等のため、複数の上記の塗料を混合した場合は、
	多彩模樣塗料	であることを証する試験	であることを証する試験	混合後の製品に複数の上記の塗料を用いたことを確
	家庭用屋内木床塗料	成績書	成績書	かめた旨の表示があれば、当該製品は規制対象外とし
	家庭用木部金属部塗料	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	て取り扱う。
	建物用床塗料	定書	定書	
	(いずれも、コリア樹脂、メラミン	調色等のため、複数の上記	調色等のため、複数の上記	
	樹脂、フェノール樹脂、レゾルシ	の塗料を混合した場合は、	の塗料を混合した場合は、	
	ノール樹脂又はホルムアルデヒド	混合後の製品に複数の上	混合後の製品に複数の上	
	系防腐剤を用いたものに	記の塗料を用いたことを	記の塗料を用いたことを	
	限る。)	確かめた旨の表示があれ	確かめた旨の表示があれ	
	ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノー	ば、当該製品は第二種とし	ば、当該製品は第三種とし	

	ル樹脂、レゾルシノール樹脂又は	て取り扱う。	て取り扱う。	
	ポムアルデビト・系防腐剤を用			
	いているかどうかは、当			
	該塗料にこれらの樹脂等			
	を用いていない旨の表示			
	があるかどうかで判断。			
	JIS 規格に適合するかど			
	うかを問わず実態上これ			
	らの塗料に該当するかど			
	うかで判断。			
	右各欄に掲げるものを除			
	<.			
仕上塗材(現場	内装合成樹脂エマルション系薄付	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	・改正後の JIS 規格による「 F 」表示のある JI
施工)	け仕上塗材	定書	定書	マーク
	内装合成樹脂エマルション系厚付			・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	け仕上塗材			
	軽量骨材仕上塗材			
	合成樹脂エマルション系複層仕上			
	塗材			
	防水形合成樹脂エマルション系複			
	層仕上塗材			
	(いずれも、コリア樹脂、メラミン			
	樹脂、フェノール樹脂、レゾルシ			
	ノール樹脂又はホルムアルデヒド			
	系防腐剤を用いたものに			
	限る。)			
	コリア樹脂、フェノール樹脂、レゾ			
	ルシノール樹脂又はホルムアルデヒ			
	ド系防腐剤を用いている			
	かどうかは、当該仕上塗			
	材にこれらの樹脂等を用			
	いていない旨の表示があ			
	るかどうかで判断。			

	JIS 規格に適合するかど			1
	うかを問わず実態上これ			
	らの仕上塗材に該当する			
	かどうかで判断。			
	右各欄に掲げるものを除			
	<.			
接着剤 (現場施	酢酸ピニル樹脂系溶剤形接着	・改正後の JIS 規格による	・改正後の JIS 規格による	・改正後の JIS 規格による「 F 」表示のある JIS
工)	剤	「F 」表示のある JIS	「F 」表示のある	マーク
	」、ム系溶剤形接着剤	マーク	JIS マーク	・改正前の JIS 規格による JIS マーク + チャンバー法に
	ピニル共重合樹脂系溶剤形接	・改正前の JIS 規格による	・改正前の JIS 規格による	よる放散速度が0.005mg/㎡h以下であることを証する
	着剤	JIS マーク + チャンバー法	JIS マーク + チャンバー法	試験成績書
	再生」、ム系溶剤形接着剤	による放散速度が 0 .12mg/	による放散速度が 0 .02mg/	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	(いずれも、コリア樹脂、メラミン	㎡ h 以下であることを証	㎡ h 以下であることを証	
	樹脂、フェノール樹脂、レゾルシ	する試験成績書	する試験成績書	
	ノール樹脂又はホルムアルデヒド	・第二種とみなす旨の大臣認	・第三種とみなす旨の大臣認	
	系防腐剤を用いたものに	定書	定書	
	限る。)			
	ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノー			
	ル樹脂、レゾルシノール樹脂又は			
	オルムアルデヒド系防腐剤を用			
	いているかどうかは、当			
	該接着剤にこれらの樹脂			
	等を用いていない旨の表			
	示があるかどうかで判			
	断。			
	JIS 規格に適合するかど			
	うかを問わず実態上これ			
	らの接着剤に該当するか			
	どうかで判断。			
	右各欄に掲げるものを除			
	く。			
	` 0			

試験成績書は、製造者等が出荷段階において公正中立で技術的能力のある機関(建築基準法に基づく指定性能評価機関として指定可能なもの又は JAS の登録外国認定機関等。例えば別添の一覧表に掲げる機関)に依頼して測定したものに限る。

大臣認定書及び試験成績書は、これらの写しで足りる。

複数のホルムアルデヒド発散建築材料で構成された建築材料の区分は、これを構成するホルムアルデヒド発散建築材料の中で区分が最も下位のものの区分とする。

複数の建築材料を工場で組み立てた建具、収納家具等のユニット製品については、各建築材料がそれぞれ上記に該当するかどうかを判断することと するが、根拠を確認するための方法(連絡先等)が記載された当該ユニット製品の説明書等から判断して差し支えない。

原則として、大臣認定は JIS 規格又は JAS 規格に適合しない建築材料を対象とする。

JIS 規格又は JAS 規格によるマークに紛らわしい表示はしてはならない (工業標準化法第 19 条第 7 項又は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 18 条第 3 項 )。

## 公正中立で技術的能力のある機関一覧(例)

機関名	電話番号	住所
北海道立北方建築総合研究所	0166-66-4211	〒078-8801 旭川市緑が丘東 1 条 3-1-20
(財)化学技術戦略推進機構高分子試験・評価センター	03-3862-4841	〒111-0052 東京都台東区柳橋 2-22-13
(財)建材試験センター	03-3664-9216	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 - 9 - 8
(財)日本化学繊維検査協会	03-3241-7319	〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4? 4? 2 0 三井第二別館
(財)日本建築センター	03-3434-7169	〒105-8438 東京都港区虎ノ門 3-2-2 第 30 森ビル
(財)日本合板検査会	03-3591-7438	〒105-0003 東京都港区西新橋 1-18-17 明産ビル
(財)日本住宅・木材技術センター	03-3589-1796	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル 4 F
(財)日本食品分析センター	042-372-6703	〒206-0025 東京都多摩市永山 6-11-10
(財)日本塗料検査協会	03-3443-3011	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-12-8 東京塗料会館 205
(財)日本紡績検査協会	03-3661-7179	〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 12-9 滋賀ビル内
(財)ベターリビング	03-5211-0599	〒102-0084 東京都千代田区二番町 4-5 相互二番町ビル 6 階
(財)東海技術センター	052-771-5161	〒465-0021 名古屋市名東区猪子石 2-710
(財)化学物質評価研究機構	06-6771-5157	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝 1-6-5
(財)日本建築総合試験所	06-6872-0391	〒565-0873 大阪府吹田市藤白台 5-8-1
APA-The Engineered Wood Association	253-565-6600	7011 South 19th Street, Tacoma, WA USA 98466
ティコ Timberco, Inc. dba TECO	608-221-3361	2402 Daniels Street, Madison, WI USA 53718
プロフェッショナル サービス インダストリーズ	541-484-9212	2710 West 5th Avenue Eugene, Oregon UAS 97402

Professional Service Industries, Inc		
プライウッド アソシエーション オブ オーストラレイシア Plywood Association of Australasia	07-3854-1228	3 Dunlop Street Newstead Brisbane QLD Australia
ムツアグン ルスタリー PT Mutuagung Lestari	21-7210280	Wijaya Graha Puri Blok No. 18–19 Jl. Wijaya II Jakarta Indonesia
カナディアン プライウッド アソシエーション Canadian Plywood Association	(604) 981 -4183	735 West 15 th Street , North Vancouver, B.C. V7M Canada

上記一覧はあくまでも例であり今後も変更の可能性がありますのでご注意ください。